

五島育英発 2022 第 92 号  
令和 4 年 5 月 16 日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 7 号  
名 称 学校法人 五島育英会  
代表者氏名 理 事 長 泉 康幸

定期事業者検査報告書  
(定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく原子炉施設の定期事業者検査を開始しますので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 29 条第 3 項の規定に基づき、別紙 1 のとおり、報告いたします。

記

東京都市大学原子力研究所

(別紙1)

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 学校法人 五島育英会  
住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番7号  
代表者の氏名 理事長 泉 康幸

2. 原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称 東京都市大学原子力研究所  
所 在 地 神奈川県川崎市麻生区王禅寺971番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 東京都市大学原子力研究所の原子炉施設  
検査の方法 別紙2のとおり  
検査の期間 令和4年7月1日～令和4年9月30日

4. 検査予定の概要

別紙3のとおり

定期事業者検査の対象及び方法並びに期日(保安規定に基づく点検等の記録確認検査<sup>3)</sup>を含む。)

施設区分	設備等の区分	対象機器	番号 <sup>1)</sup>	区分 <sup>2)</sup>	検査対象	検査方法 <sup>3)</sup>	保安規定	期日・頻度 <sup>3)</sup>
原子炉本体	水平実験孔	Bホール	1-1	①	解体廃棄物の保管場所 (Bホール)	外観検査	第45条第6表	別紙3
			—	②	解体廃棄物の保管場所 (Bホール)	(外観検査)	第34条第4項	(半年)
			—	②	解体撤去物 (Bホール)	(外観・員数検査)	第34条第4項	(半年)
			—	②	放射線しゃへい物側壁 (Bホール) 1センチメートル線量当量率	(モニタリング)	第32条第3表	(週)
			—	③	1センチメートル線量当量 (Bホール)	(モニタリング)	第32条第3表	(週)
			—	③	空气中放射能濃度 (Bホール)	(モニタリング)	第32条第3表	(週)
	原子炉容器	原子炉タンク	—	③	放射線しゃへい物側壁(炉心タンク上部) 1センチメートル線量当量率	(モニタリング)	第32条第3表	(週)
			—	③	1センチメートル線量当量 (炉心タンク上部)	(モニタリング)	第32条第3表	(週)
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	排風機/送風機	2-1	①	排風機/送風機の作動	作動検査	第45条第6表	別紙3
		フィルタ	2-2	①	排気フィルタのろ過効率	ろ過効率検査	第45条第6表	別紙3
		排気塔	2-3	①	排気塔	外観検査	第45条第6表	別紙3
		排風機	2-4	①	炉室排気の風量	性能検査	第45条第6表	別紙3
		排風機室	—	③	汚染(排風機室)の状況	(モニタリング)	第32条第3表	(週)
原子炉格納施設	格納施設	原子炉室 (原子炉建屋)	3-1	①	原子炉建屋	負圧検査	第45条第6表	別紙3
			—	②	解体廃棄物の保管場所	(外観検査)	第34条第4項	(1月)
			—	②	解体撤去物 (Bホールを除く) 及び解 体付随廃棄物	(外観検査) (員数検査)	第34条第4項	(1月)
			—	③	管理区域(原子炉室・原子炉補機室・固 体廃棄物の保管場所(原子炉補機室)・ 排風機室)内の 1センチメートル線量当量率	(モニタリング)	第11条	(1年)
		—	③	管理区域(原子炉室・固体廃棄物の保 管場所(原子炉補機室))の汚染の状況 (スマイヤ検査)	(モニタリング)	第27条	(1年)	
		原子炉補機室 (固体廃棄物 の保管場所)	3-2	①	固体廃棄物の保管場所	外観検査	第45条第6表	別紙3
			—	②	原子炉の運転により発生した 固体廃棄物	(外観・員数検査)	第34条第4項	(1月)
			—	③	固体廃棄物の保管場所 (原子炉補機 室)の1センチメートル線量当量	(モニタリング)	第32条第3表	(1月)
			—	③	原子炉補機室の汚染の状況	(モニタリング)	第32条第3表	(週)
			—	③	固体廃棄物の保管場所 (原子炉補機室)の汚染の状況	(モニタリング)	第32条第3表	(1月)
放射線管理施設	屋内管理用設備		サーベイメータ	4-1	①	NaI、電離箱、GM、 表面汚染検査計	点検校正検査	第45条第5表
		放射能測定装置	4-2	①	放射能測定装置	点検校正検査	第45条第5表	別紙3
		個人モニタ	4-3	①	個人モニタ	点検校正検査	第45条第5表	別紙3
	屋外管理用設備	ダストモニタ	4-4	①	ダストモニタ	点検校正検査	第45条第5表	別紙3
			4-5	①	ダストモニタの警報	警報検査	第38,39条	別紙3
		4-6	①	ダストモニタによる放射能濃度の確認	機能・性能検査	第45条第5表	別紙3	
		屋外モニタ	4-4	①	屋外モニタ	点検校正検査	第45条第5表	別紙3
入退管理システム	ハンド・フット・クローズモニタ	5-1	①	ハンド・フット・クローズモニタ	点検校正検査	第46条第7表	別紙3	
その他	原子炉施設敷地	—	③	施設周辺の1センチメートル 線量当量率	(モニタリング)	第32条第3表	(半年)	
	原子炉施設敷地	—	③	施設周辺の1センチメートル 線量当量	(モニタリング)	第32条第3表	(3月)	
原子炉施設ではない 施設・設備 <sup>2),3)</sup>	旋回式クレーン	—	④	保守点検	(性能検査)	—	(1年)	
	受変電設備	—	④	受変電設備の保守点検	(機能・性能検査)	—	(1年)	
	非常用照明器具	—	④	非常用照明器具チェック	(特性検査)	—	(1年)	
	消火設備	—	④	消防用設備点検	(機能・性能検査)	—	(1年)	
	通信設備	—	④	電話交換設備点検	(特性検査)	—	(1年)	
	給水設備	—	④	ポンプ小屋の点検	(機能・性能検査)	—	(1年)	

<sup>1)</sup> 定期事業者検査の番号の前半の数値は施設区分別で示し、後半の数値は施設区分内の検査番号を示す。

<sup>2)</sup> 区分は以下を示す。①法43条の3の2第2項の廃止措置計画における性能維持施設の設備・機器、②保安規定で点検等が定められているもので、①と類似の機能を持つものや①と②の対象物、③②以外で保安規定で点検等が定められているもの、④原子炉施設ではない施設・設備で保安重要度が高いもの

<sup>3)</sup> 保安規定に基づき点検等を実施する区分②、区分③並びに原子炉施設ではないが、保安重要度が高い施設・設備である区分④は、定期事業者検査の期間中に記録確認検査を行う。なお、表中に示したそれらの検査方法は定期事業者検査における検査方法ではなく、当該の点検等を行うときの検査方法を、また、その実施頻度をカッコ内に示した。



## 添付書類

添付書類 1 定期事業者検査の計画

添付書類 2 施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

添付書類 3 施設管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項

- イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間
- ロ 設計及び工事
- ハ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期
- ニ 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

添付書類 4 定期事業者検査において、一定時期を設定し、その期間内に技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法

## 添付書類 1

### 定期事業者検査の計画

令和4年7月1日～令和4年9月30日に実施予定の定期事業者検査の検査対象及び方法並びに期日は表1-1及び表1-2の通りである。なお、表1-1及び表1-2に示した定期事業者検査の検査対象は別紙2及び別紙3に示した定期事業者検査の検査対象及び方法並びに期日において、定期事業者検査の期間に実施する保安規定に基づく点検等、自主検査並びに原子炉施設ではない施設・設備記録の確認検査を除いたものとした。

表 1 - 1 定期事業者検査の対象及び方法並びに期日

施設区分	設備等の区分	対象機器	番号	区分	検査対象	検査方法	担当者	業者	期日・頻度
原子炉本体	水平実験孔	B ホール	1-1	①	解体廃棄物の保管場所 (B ホール)	外観検査	■	-	表 1 - 2
		排風機/送風機	2-1	①	排風機/送風機の作動	作動検査	■	A	表 1 - 2
		フィルタ	2-2	①	排気フィルタのろ過効率	ろ過効率検査	■	-	表 1 - 2
		排気塔	2-3	①	排気塔	外観検査	■	-	表 1 - 2
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	排風機	2-4	①	炉室排気の風量	性能検査	■	A	表 1 - 2
		原子炉室 (原子炉建屋)	3-1	①	原子炉建屋	負圧検査	■	-	表 1 - 2
原子炉格納施設	格納施設	原子炉補機室 (固体廃棄物の保管場所)	3-2	①	固体廃棄物の保管場所	外観検査	■	-	表 1 - 2
放射線管理施設	屋内管理用設備	サーベイメータ	4-1	①	NaI、電離箱、GM、表面汚染検査計	点検校正検査	■	B	表 1 - 2
		放射能測定装置	4-2	①	放射能測定装置	点検校正検査	■	C	表 1 - 2
		個人モニタ	4-3	①	個人モニタ	点検校正検査	■	B	表 1 - 2
		ダストモニタ	4-4	①	ダストモニタ	点検校正検査	■	D	表 1 - 2
			4-5	①	ダストモニタの警報	警報検査	■	D	表 1 - 2
入退管理システム	屋外管理用設備	ダストモニタ	4-6	①	ダストモニタによる放射能濃度の確認	機能・性能検査	■	-	表 1 - 2
		屋外モニタ	4-4	①	屋外モニタ	点検校正検査	■	D	表 1 - 2
		ハンド・フット・クロージングモニタ	5-1	①	ハンド・フット・クロージングモニタ	点検校正検査	■	C	表 1 - 2

業者 A：(株) 興研、B：(株) 千代田テクノル、C：(株) 日立製作所、D：共同電機 (富士電機 (株)) であり、業者の点検校正が終了した後、担当者が確認検査を行う。





## 添付書類 2

施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標

東京都市大学原子力研究所の原子炉施設は、廃止措置中の試験研究用原子炉施設であり、原子炉の運転は終了し、核燃料はない。発生した固体廃棄物は施設内に保管し、施設を保安管理している。施設管理の重要度が高い系統は固体廃棄物を保管している原子炉室からの気体廃棄物の廃棄施設であり、施設管理の目標は以下の通りとする。

#### 施設管理の目標

性能維持施設である気体廃棄物廃棄施設の保守・予防保全活動の徹底

## 添付書類 3

### 施設管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項

- イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間
- ロ 設計及び工事
- ハ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期
- ニ 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

施設管理実施計画は、保安活動（検査及び点検、巡視点検も含む。）を法令の技術基準の要求に照らして整理し、保守対象とする設備機器を選定し、策定する。東京都市大学原子力研究所の原子炉施設は、廃止措置中の試験研究用原子炉施設であり、原子炉の運転は終了し、核燃料はない。廃止措置工事を行う計画は当面なく、発生した固体廃棄物は原子炉室内に保管し、施設を保安管理している。このような施設の状況における定期事業者検査の対象は、固体廃棄物並びに気体廃棄物の廃棄や放射線管理に係る原子炉本体、放射性廃棄物の廃棄施設、原子炉格納施設、放射線管理施設の一部であり、表3-1に示す性能維持施設である。

イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間

始期及び期間は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの十二月とする。

ロ 設計及び工事

なし

ハ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期は、原子炉施設の施設管理点検等計画表（添付1）（以下、「点検計画」という。）の通りである。

施設管理実施計画の期間中において、定期事業者検査は表3-1の性能維持施設について行い、定期事業者検査を含めて期間中の点検等は以下の方針に従って行う。

（1）点検等を行う設備・機器と区分

①法43条の3の2第2項の廃止措置計画における性能維持施設の設備・機器であり、それらを対象に定期事業者検査を行う。

②保安規定で点検等が定められているもので、①と類似の機能を持つものや①と②の対象物

③②以外で保安規定で点検等が定められているもの

④原子炉施設ではない施設・設備で保安重要度が高く、定期事業者検査期間中に確認するもの

⑤自主点検（定期事業者検査期間中に実施）で点検しているもの

保全重要度は定期事業者検査に要求される機器等である①、保安規定で点検等が定められている②並び③を「高」とした、原子炉施設ではないもので定期事業者検査期間中に確認するものは④とし、それらは保安活動のために必要な設備であり、保全重要度は「高」とした。定期事業者検査項目に当たらず、定期事業者検査期間中に自主点検するものを⑤とし、保全重要度は「低」とした。

## (2) 点検等の方法

点検等は、(1)の①並びに⑤において、それぞれの設備・機器の自体に係る作動、性能、外観、員数、校正等を行い、測定データとしての性能はモニタリングにより行う。(1)の②、③並びに④は保安規定あるいは他の規定等により、点検等の方法、実施頻度及び時期が定められ、実施している点検等であり、それらの点検等の実施並びに結果を定期事業者検査期間中に記録確認により検査する。

## (3) 点検等による保全方式

保全方式は、時間基準保全を採用し、予防保全を行う。なお、電気・電子部品など劣化兆候が把握できないもの又は突発的に損傷・故障してしまうものについて、施設の安全性に影響を与えない場合は、故障後の交換（事後保全）も可能とする。ただし、「施設の安全性に影響を与えない」とは次の場合をいう。

- ①作業の前に準備として機器を作動させる若しくは作業の監視を行うものであって、故障があれば作業を行わないことで施設の安全性が確保できる場合
- ②作業中に故障があっても、その影響が施設全体に及ぶ前に、作業を停止する若しくは必要な保安措置を講じることで施設の安全性が確保できる場合

## (4) 点検等の実施頻度

添付1の通り。

## (5) 点検等の時期

施設管理を実施する期初において決定する原子力施設管理業務年間計画に基づき実施する。原子力施設管理業務年間計画を添付2に示す。

## 二 工事及び点検等を行う保安確保のための措置

施設管理実施計画の期間中に行う原子炉施設の設計及び工事はない。点検等は、点検計画表に基づき行うが、施設管理実施計画の期間中の使用施設等の状況を考慮した上で、計画的に行う。点検等に際し、保安規定等を遵守して行うため、特段の措置は講じない。なお、点検等で異常が認められた場合には、速やかに措置を講じる。

表 3 - 1 性能維持施設

施設区分	設備等の区分	対象機器	維持すべき機能	性能	備考
原子炉本体	水平実験孔	B ホール	放射線遮へい	放射線障害の防止に影響する ような外観に異常状態のない 状態であること	炉内構造物等を保管
	放射性廃棄物の廃 棄施設	排風機、送風機、 フィルタ、排気塔	放射性気体廃棄物の処理	放射線障害を防止するために 必要な換気及び除去ができる 状態であること	保安管理に使用
原子炉格納施設	格納施設	原子炉室	放射性物質の外部への漏 えい防止のための障壁と しての機能	放射線障害防止に影響するよ うな外観に異常のない状態で あること	格納施設の機能
		原子炉補機室	放射性固体廃棄物の保管	廃棄物の保管に影響するよう な外観に異常のない状態であ ること	運転中に発生した固 体廃棄物の保管
放射線管理施設	屋内管理用設備	サーベイメータ、 放射能測定装置、 個人モニタ	放射線監視	線量当量（率）を測定できる 状態であること	放射線管理に使用
	屋外管理用設備	ダストモニタ、屋 外モニタ		警報設定値において、警報が 発報される状態であること	排気中放射能濃度の 監視及び警報機能
出入り管理用機器		ハンド・フット・ クローズモニタ	立入者並びに持出物品の 汚染検査の機能	汚染検査が行える状態である こと	立入者並びに持出物 品の汚染検査

原子炉施設の施設管理点検計画表

(\*)対象機器の黄色の網掛けは定期事業者検査項目のもの、赤字は定期事業者検査期間中に行う自主点検項目（自主点検と記載）

【 1. 原子炉本体】

施設	設備等の区分	対象機器*(実施数)	検査方法	保全 重要度	頻度	検査対象・区分 (区分:①性能維持施設の設備・機器、②保安規定で点検等が定められているもので、①と類似の機能を持つものや①と②の対象物、③④以外で保安規定で点検等が定められているもの、④原子炉施設ではないもので保安重要度が高いもの、⑤自主点検対象の設備・機器)		保安規定	定期事業者検査																									
						区分	検査を実施		記録確認																									
原子炉本体	水平実験孔	Bホール	1. 外観検査	高	1年	解体廃棄物の保管場所 (Bホール)	第45条第6表	○		○																								
			1. 外観点検	高	半年						解体廃棄物の保管場所 (Bホール)	第34条第4項	○																					
			1. 外観検査	高	半年									解体撤去物 (Bホール)	第34条第4項	○																		
			2. 員数点検	高	半年												解体撤去物 (Bホール)	第34条第4項	○															
			1. モニタリング	高	週															放射線しゃへい物の側壁における1センチメートル線量当量率	第32条第3表	○												
			1. モニタリング	高	週																		1センチメートル線量当量(Pf)	第32条第3表	○									
			1. モニタリング	高	週																					空气中放射能濃度 (Bホール)	第32条第3表	○						
			1. モニタリング	高	週																								汚染 (Bホール) の状況	第32条第3表	○			
			1. 外観点検	低	1年																											原子炉タンクの外観検査	-	自主点検
			1. モニタリング	高	週																													
1. モニタリング	高	週	1センチメートル線量当量(Pf)	第32条第3表	○																													

【 2. 放射性廃棄物の廃棄施設】

施設	設備等の区分	対象機器*(実施数)	検査方法	保全 重要度	頻度	検査対象・区分 (区分:①性能維持施設の設備・機器、②保安規定で点検等が定められているもので、①と類似の機能を持つものや①と②の対象物、③④以外で保安規定で点検等が定められているもの、④原子炉施設ではないもので保安重要度が高いもの、⑤自主点検対象の設備・機器)		保安規定	定期事業者検査										
						区分	検査を実施		記録確認										
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の 廃棄設備	排風機/送風機 フィルタ 排気塔 排風機 排風機室	1. 作動点検	高	1年	送風機・排風機の作動	第45条第6表	○		○									
			1. 性能点検	高	1年						排気フィルタのろ過効率	第45条第6表	○						
			1. 外観点検	高	1年									排気塔	第45条第6表	○			
			1. 性能点検	高	1年												炉室排気の風量	第45条第6表	○
			1. モニタリング	高	週														



(続き)

【3. 原子炉格納施設】

施設	設備等の区分	対象機器*(実施数)	検査方法	保全 重要度	頻度	検査対象・区分 (区分:①性能維持施設の設備・機器、②保安規定で点検等が定められているもので、①と類似の機能を持つものや①と②の対象物、③④以外で保安規定で点検等が定められているもの、④原子炉施設ではないもので保安重要度が高いもの、⑤自主点検対象の設備・機器)		保安規定	定期事業者検査		
						区分	検査を実施		記録確認		
原子炉格納施設	格納施設	原子炉室	1式	1. 負圧検査	高	1年	原子炉建屋	第45条第6表	○		
			1式	1. 外観検査	高	1月	固体廃棄物の保管場所	第34条第4項		○	
			1式	1. 外観検査 2. 員数点検	高	1月	解体撤去物 (Bホールを除く) 及び解体付随廃棄物	第34条第4項		○	
			1式	1. 外観検査	低	1年	解体撤去物等の保管容器健全性	—		自主点検	
			1式	1. モニタリング	高	1年	管理区域(原子炉室・原子炉補機室・固体廃棄物の保管場所(原子炉補機室)・排風機室)内の1センチメートル線量当量率	第11条			○
			1式	1. モニタリング	高	1年	管理区域(原子炉室・固体廃棄物の保管場所(原子炉補機室)の汚染の状況(スマイヤ検査)	第27条			○
			1式	1. 外観検査	高	1年	固体廃棄物の保管場所	第45条第6表		○	
			1式	1. 外観検査 2. 員数点検	高	1月	原子炉の運転により発生した固体廃棄物	第34条第4項			○
			1式	1. モニタリング	高	1月	固体廃棄物保管場所(原子炉補機室)の1センチメートル線量当量	第32条第3表			○
			1式	1. モニタリング	高	週	原子炉補機室の汚染の状況	第32条第3表			○
			1式	1. モニタリング	高	1月	固体廃棄物保管場所(原子炉補機室)の汚染の状況(スマイヤ試験)	第32条第3表			○

(続き)

【4. 放射線管理施設】

施設	設備等の区分	対象機器*(実施数)	点検項目	保全重要度	頻度	検査対象・区分 (区分:①性能維持施設の設備・機器、②保安規定で点検等が定められているもので、①と類似の機能を持つものや①と②の対象物、③②以外で保安規定で点検等が定められているもの、④原子炉施設ではないもので保安重要度が高いもの、⑤自主点検対象の設備・機器)		保安規定	定期事業者検査		
						区分	検査を実施		記録確認		
放射線管理施設	屋内管理用設備	サーベイメータ (NaI、電離箱)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1年	①	サーベイメータの点検校正	第45条第5表	○	記録確認**)	
		放射能測定装置	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1年	①	放射能自動測定装置の点検校正	第45条第5表	○	記録確認**)	
		個人モニタ	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1年	①	ボケット線量計の点検校正	第45条第5表	○	記録確認**)	
		表面汚染検査計	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1年	①	表面汚染検査計の点検校正	第45条第5表	○	記録確認**)	
		レムカウンタ	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	低	1年	⑤	レムカウンタの点検校正	-	-	自主点検 記録確認**)	
		ダストモニタ	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1年	①	ダストモニタの点検校正	第45条第5表	○	○	○
	屋外管理用設備	ダストモニタ	1. 機能・性能検査 2. 特性試験	高	1年	①	ダストモニタの警報	第38,39条第4表	○	○	○
		ダストモニタ	1. 機能・性能検査 2. 特性試験	高	1年	①	ダストモニタによる放射能濃度の確認	第38,39条第4表	○	○	○
		屋外モニタ	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1年	①	屋外モニタの点検校正	第45条第5表	○	○	○
		放射線測定設備***)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	低	1年	⑤	屋外モニタ (シンチ)	-	-	-	自主点検

\*\*): 保全重要度が「高」であるものは、立会い確認対象機器であるが、当該機器は、認証された校正機関に校正を委託するため、立会い確認が行えない。ただし、点検終了時(納品時)に動作確認を行い、適切に点検がなされたことを確認する。

\*\*\*): 放射線測定設備(屋外モニタ)は、原子力災害特別措置法の適用を受けた際に設置した設備である。将来的に使用することも考えられる。

(続き)

【 5. 出入り管理用機器】

施設	設備等の区分	対象機器*(実施数)	点検項目	保全 重要度	頻度	区分	検査対象・区分 (区分:①性能維持施設の設備・機器、②保安規定で点検等が定められているもので、①と類似の機能を持つものや①と②の対象物、③④以外で保安規定で点検等が定められているもの、④原子炉施設ではないもので保安重要度が高いもの、⑤自主点検対象の設備・機器)	保安規定		定期事業者検査	
								検査を実施	記録確認	検査を実施	記録確認
出入り管理用機器		ハンド・フット・クローズモニタ 1台	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1年	①	ハンド・フット・クローズモニタの点検校正	第46条第7表		○	

【 6. その他】

施設	設備等の区分	対象機器*(実施数)	点検項目	保全 重要度	頻度	区分	検査対象・区分 (区分:①性能維持施設の設備・機器、②保安規定で点検等が定められているもので、①と類似の機能を持つものや①と②の対象物、③④以外で保安規定で点検等が定められているもの、④原子炉施設ではないもので保安重要度が高いもの、⑤自主点検対象の設備・機器)	保安規定		定期事業者検査	
								検査を実施	記録確認	検査を実施	記録確認
その他		標識等	1. 外観検査	低	1年	⑤	標識等	-		自主点検	
		出入り監視装置	1. 機能検査	低	1年	⑤	出入り監視装置の作動	-		自主点検	
		入選管理システム	1. 機能検査	低	1年	⑤	管理区域入選管理システムの作動	-		自主点検	
		なわ張り	1. モニタリング	低	1年	⑤	なわ張りの1センチメートル線量当量率	-		自主点検	
		原子炉施設敷地	-	1. モニタリング	高	半年	施設周辺の1センチメートル線量当量率	第32条第3表			○
		原子炉施設敷地	-	1. モニタリング	高	3月	施設周辺の1センチメートル線量当量	第32条第3表			○
		原子炉施設敷地	-	1. モニタリング	低	1年	陸水の放射能濃度	-		自主点検	
		原子炉施設敷地	-	1. モニタリング	低	1年	土壌の放射能濃度	-		自主点検	

(続き)

【 7. 原子炉施設ではない施設・設備\*\*\*\*】

施設・設備	設備等の区分	対象機器*(実施設)	点検項目	保全 重要度	頻度	区分	検査対象・区分 (区分:①性能維持施設の設備・機器、②保安規定で点検等が定められているもので、①と類似の機能を持つものや①と②の対象物、③④以外で保安規定で点検等が定められているもの、④原子炉施設ではないもので保安重要度が高いもの、⑤自主点検対象の設備・機器)	保安規定	定期事業者検査	
									検査を実施	記録確認
原子炉施設ではない施設・設備		巡回式クレーン	1. 性能試験	高	1年	④	保守点検	-		○
		受変電設備	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1年	④	受変電設備の保守点検	-		○
		非常用照明器具	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1年	④	非常用照明器具チェック	-		○
		消火設備	1. 機能・性能検査	高	1年	④	消防用設備点検	-		○
		通信設備	1. 機能・性能検査	高	1年	④	電話交換設備点検	-		○
		給水設備	1. 機能・性能試験	高	1年	④	ポンプ小屋の点検	-		○

\*\*\*\*: 原子炉施設ではない施設・設備は原子炉施設ではないが、原子炉施設管理の保安活動のために必要な設備であり、保安重要度が高く、それらの点検等は原子炉施設とは別に行うが、定期事業者検査の中で、記録確認を行う。



## 添付書類 4

定期事業者検査において、一定時期を設定し、その期間内に技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法

施設管理実施計画において行う点検等による保全方式は、時間基準保全を採用し、予防保全を行う。なお、電気・電子部品など劣化兆候が把握できないもの又は突発的に損傷・故障してしまうものについて、施設の安全性に影響を与えない場合は、故障後の交換(事後保全)も可能とする。ただし、「施設の安全性に影響を与えない」とは次の場合をいう。

- ①作業の前に準備として機器を作動させる若しくは作業の監視を行うものであって、故障があれば作業を行わないことで施設の安全性が確保できる場合
- ②作業中に故障があっても、その影響が施設全体に及ぶ前に、作業を停止する若しくは必要な保安措置を講じることで施設の安全性が確保できる場合

東京都市大学原子力研究所の原子炉施設で実施する定期事業者検査は、一定期間として十二月の期間を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行う。

東京都市大学原子力研究所の原子炉施設は、廃止措置中の試験研究用原子炉施設であり、原子炉の運転は終了し、核燃料はない。廃止措置工事を行う計画は当面なく、発生した固体廃棄物は原子炉室内に保管し、施設を保安管理している。このような施設の状況における定期事業者検査の対象は、固体廃棄物並びに気体廃棄物の廃棄や放射線管理に係る原子炉本体、放射性廃棄物の廃棄施設、原子炉格納施設、放射線管理施設の一部であり、添付書類3の表3-1の性能維持施設である。

一定期間として十二月を設定する定期事業者検査において、性能維持施設の設備・機器は、定期事業者検査で性能の維持について確認、引続く施設管理実施計画の中で行う点検等によって性能に関する傾向が把握され、予防保全が必要か否かが明確となり、必要な場合は早期に実施する他、それまでに把握された傾向により、予防保全は必要なく、次回の定期事業者検査まで性能が維持されると判断される場合は次回の定期事業者検査あるいは次回の施設管理実施計画の中で、修理や交換を行うこととする。従って、十二月を越えない期間ごとに行う定期事業者検査間において、性能維持施設の設備・機器は、次回の定期事業者検査まで技術基準に適合する状態を維持するかどうか判定することが可能である。